

35

川越都市計画事業
旭ヶ丘松の台土地区画整理事業
環境影響評価書
概要版

令和 5 年 9 月

日 高 市

目 次

序 章 環境影響評価書の目的と経緯	序-1
第1章 都市計画決定権者の名称	1-1
1.1 都市計画決定権者の名称及び住所	1-1
1.2 事業者の名称及び住所	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	2-1
2.1 都市計画対象事業の名称	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的	2-1
2.3 都市計画対象事業の実施区域	2-1
2.3.1 計画区域の位置	2-1
2.3.2 計画区域の概況	2-4
2.4 都市計画対象事業の規模	2-5
2.5 都市計画事業の実施期間	2-5
2.6 都市計画対象事業の実施方法	2-5
2.6.1 土地利用計画	2-5
2.6.2 進出予定企業の業種及び想定建築計画	2-7
2.6.3 造成計画	2-12
2.6.4 道路計画	2-12
2.6.5 供給施設計画	2-17
2.6.6 処理施設計画	2-17
2.6.7 廃棄物処理計画	2-17
2.6.8 交通計画	2-21
2.6.9 緑化計画	2-21
2.7 工事計画	2-24
2.7.1 工事工程	2-24
2.7.2 工事の概要	2-24
2.7.3 資材運搬等の走行ルート	2-25
2.7.4 資材運搬等の車両台数	2-25
2.7.5 建設機械の稼働台数	2-25
2.7.6 工事中における環境保全対策	2-28

第 3 章 関係地域	3-1
3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	3-1
3.2 環境に影響を及ぼす地域	3-1
第 4 章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要	4-1
第 5 章 調査計画書についての知事の意見	5-1
第 6 章 第 4 章及び第 5 章意見についての事業者の見解	6-1
6.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	6-1
6.2 知事の意見と事業者の見解	6-1
第 7 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	7-1
7.1 環境影響要因の把握	7-1
7.2 調査・予測・評価の項目	7-1
7.3 項目選定の理由及び根拠	7-3
7.4 調査の内容	7-6
第 8 章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価	8-1
第 9 章 事後調査の計画	9-1
9.1 事後調査項目並びに選定項目のうち、 事後調査項目から除外する項目及びその理由	9-1
9.2 調査方法等	9-8
9.3 事後調査の結果により環境影響の程度が 著しいことが明らかになった場合の対応方針	9-12
9.4 事後調査の実施体制	9-12
第 10 章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地	10-1
10.1 受託者の名称	10-1
10.2 代表者の氏名	10-1
10.3 主たる事務所の所在地	10-1

第 11 章 準備書についての環境保全の見地からの意見の概要	11-1
第 12 章 準備書についての知事の意見	12-1
第 13 章 第 11 章及び第 12 章意見についての事業者の見解.....	13-1
13.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	13-1
13.2 知事の意見と事業者の見解	13-1

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を複製したものである。

